

令和5年1月10日

定期積金（団信）・普通預金（団信）口座をお持ちの方へ

丸八信用組合

## **普通預金（団信）規定、定期積金（団信）規定、定期積金（団信）・普通預金（団信）申込書改定のお知らせ**

下記のとおり普通預金（団信）規定、定期積金（団信）規定、定期積金（団信）・普通預金（団信）申込書を改定しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 改定となる規定及び申込書

- (1) 普通預金（団信）規定
- (2) 定期積金（団信）規定
- (3) 定期積金（団信）・普通預金（団信）申込書表面及び裏面

#### 2 改正箇所

- (1) 普通預金（団信）規定
  - ・第4条、第6条及び第12条
- (2) 定期積金（団信）規定
  - ・第9条
- (3) 定期積金（団信）・普通預金（団信）申込書表面及び裏面
  - ・申込書表面 申込書前文及び約定第1条～第6条  
口座振替依頼書約定第1条～第4条
  - ・申込書裏面 普通預金（団信）規定第3条及び定期積金（団信）・普通預金（団信）規定の共通事項第4条及び第5条

#### 3 適用開始日

令和5年2月10日（金）

※普通預金（団信）規定、定期積金（団信）規定、定期積金（団信）・普通預金（団信）申込書表面及び裏面の改定箇所は「新旧対照表」をご確認ください。

## 新旧対照表

### 普通預金（団信）規定

改定前	改定後
<p>4. （預金の払戻し等）</p> <p>(1) この預金口座の払戻しは、<u>団体信用生命保険制度の保険料充当金の請求書（以下、「請求書」といいます。）</u>が送付されたときに、<u>請求書金額</u>をこの預金口座から引落し支払うものとします。この場合、払戻請求書の提出はしないものとします。</p> <p>(2) 振替日において<u>請求書記載金額</u>が預金口座から払戻すことのできる金額を超えるときは、預金者に通知することなく<u>請求書を返却するものとします。</u></p>	<p>4. （預金の払戻し等）</p> <p>(1) この預金口座の払戻しは、<u>団体信用生命保険の保険料充当金が名古屋市職員共済組合（以下「共済組合」といいます。）</u>から当組合に通知されたときに、<u>その保険料充当金</u>をこの預金口座から引落し支払うものとします。この場合、払戻請求書の提出はしないものとします。</p> <p>(2) 振替日において<u>保険料充当金</u>が預金口座から払戻すことのできる金額を超えるときは、預金者に通知することなく、<u>共済組合に振替不能の旨通知するものとします。</u></p>
<p>6. （届出事項の変更）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>6. （届出事項の変更等）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p><u>(3) この預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の書面により当組合に届出てください。</u></p>
<p>1 2. （解約等）</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>住宅資金貸付金完済通知持参のうえ</u>、当組合に申出てください。この場合、当組合所定の書面を提出してください。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p>	<p>1 2. （解約等）</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>団信契約終了後に当組合に申出てください</u>。この場合、当組合所定の書面を提出してください。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p>

定期積金（団信）規定

改定前	改定後
<p>9.（解約等）</p> <p>(1) この積金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、<u>住宅資金貸付金完済通知書とともに当組合に提出してください。</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p>	<p>9.（解約等）</p> <p>(1) この積金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、<u>団信契約終了後に当組合に提出してください。</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p>

定期積金（団信）・普通預金（団信）申込書表面

改定前	改定後
<p><u>私は団体信用生命保険の保険料に充当するため、下の約定確認のうへ、定期積金（団信）・普通預金（団信）の取扱いを申込みます。</u></p> <p><u>なお、取引印は、上記のお届出印とします。</u></p> <p><u>（約定）</u></p> <p><u>1. この積金は、団体信用生命保険（以下「団信」という。）の保険料に充当するものとし、その金額は、名古屋市職員共済組合が通知する保険料を100円単位に切り上げた額を団信契約終了時まで積立てるものとしてします。</u></p> <p><u>2. この積金は、1年満期として初回の申込みをもって契約期間中、毎年申込みがあったものとして取扱います。</u></p> <p><u>3. 2年目以降の掛金については、保険金の減少に伴い、変更後の保険金額により算出された金額を掛金とします。</u></p>	<p><u>私は団体信用生命保険の保険料充当金の支払いのために、定期積金（団信）及び普通預金（団信）の各規定を承知したうえで、定期積金（団信）口座と普通預金（団信）口座の開設を申込みます。</u></p> <p><u>なお、定期積金（団信）については、下記の「定期積金（団信）に関する特約」に基づき取扱いください。普通預金（団信）については、下記の「口座振替依頼」に基づき、保険料充当金をお支払いください。</u></p> <p><u>（定期積金（団信）に関する特約）</u></p> <p><u>1. この定期積金（団信）は、給付契約金を団体信用生命保険（以下「団信」という。）の保険料に充当するために払込むものとしてします。</u></p> <p><u>2. 払込期間は1年とします。毎月の掛金は、名古屋市職員共済組合（以下「共済組合」という。）から貴組合に通知する金額を、私の給料から天引きしてください。</u></p> <p><u>3. 満期時の給付契約金は、私名義の普通預金（団信）口座に振替てください。また、満期時に、払込期間1年の定期積金（団信）</u></p>

<p><u>4. お届出印は改印の届出があるまで当初の申込書の印鑑を使用します。</u></p> <p><u>5. この積金は、満期日に今回開設する普通預金（団信）口座へ振替えます。</u></p> <p><u>6. この積金は、団信契約が満了した時点で払戻し、普通預金（団信）口座に振替えます。</u></p>	<p><u>口座を、貴組合にて開設してください。なお、新規申込書の提出はいたしません。</u></p> <p><u>4. 払込の最終月は、団信契約終了月の翌月とします。なお、本口座を解約する場合は、団信契約終了月の翌月20日以降とし、普通預金（団信）口座も同時に解約します。</u></p> <p>5. (削除)</p> <p>6. (削除)</p>
<p style="text-align: center;"><u>口座振替依頼書</u></p> <p><u>私が支払うべき団体信用生命保険制度の保険料充当金の請求書が送付された場合は、私名義の普通預金（団信）口座から口座振替の方法により支払うことにしたいので下の約定を確認のうえ依頼します。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(口座振替依頼)</u></p> <p>(削除)</p>
<p><u>(約定)</u></p> <p><u>1. 貴組合に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を下記普通預金（団信）口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、普通預金（団信）規定の記載のとおり、払戻請求書の提出はしません。</u></p> <p><u>2. 振替日において請求書記載金額が普通預金（団信）口座から払戻すことのできる金額を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。</u></p> <p><u>3. この契約を解約するときは、私から貴組合に書面により届出します。</u></p> <p><u>4. この普通預金（団信）口座振替について、かりに紛議が生じても、貴組合の責めによる場合を除き、貴組合には迷惑をかけません。</u></p>	<p><u>1. 私が支払うべき団体信用生命保険の保険料充当金が、共済組合から貴組合に通知された場合は、私名義の普通預金（団信）口座から口座振替の方法により支払ってください。なお、普通預金（団信）規定に記載のとおり払戻請求書の提出はいたしません。</u></p> <p><u>2. 支払う保険料充当金が普通預金（団信）口座の残高を超えるときは、私に通知することなく、共済組合に振替不能の旨通知ください。</u></p> <p><u>3. 本口座振替について仮に紛議が生じても、貴組合の責めによる場合を除き、貴組合に迷惑をかけません。</u></p> <p>4. (削除)</p>

定期積金（団信）・普通預金（団信）申込書裏面

改定前	改定後
<p>普通預金（団信）規定</p> <p>3（預金の払戻し等）</p> <p>（1）この預金口座の払戻しは、<u>団体信用生命保険制度の保険料充当金の請求書（以下、「請求書」といいます。）</u>が送付されたときに、<u>請求書金額</u>をこの預金口座から引落し支払うものとします。この場合、払戻請求書の提出はしないものとします。</p> <p>（2）振替日において<u>請求書記載金額</u>が預金口座から払戻すことのできる金額を超えるときは、<u>預金者に通知することなく請求書を返却するものとします。</u></p>	<p>普通預金（団信）規定</p> <p>3（預金の払戻し等）</p> <p>（1）この預金口座の払戻しは、<u>団体信用生命保険の保険料充当金が名古屋市職員共済組合（以下「共済組合」といいます。）から当組合に通知されたときに、その保険料充当金をこの預金口座から引落し支払うものとします。</u>この場合、払戻請求書の提出はしないものとします。</p> <p>（2）振替日において<u>保険料充当金</u>が預金口座から払戻すことのできる金額を超えるときは、<u>預金者に通知することなく、共済組合に振替不能の旨通知するものとします。</u></p>
<p>定期積金（団信）・普通預金（団信）規定の共通事項</p> <p>4（解約）</p> <p>（1）この積金及び預金口座を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、<u>住宅資金貸付金完済通知書とともに</u>当組合に提出してください。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）（略）</p>	<p>定期積金（団信）・普通預金（団信）規定の共通事項</p> <p>4（解約）</p> <p>（1）この積金及び預金口座を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、<u>団信契約終了後に</u>当組合に提出してください。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）（略）</p>
<p>5（届出事項の変更等）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）この積金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の書面により当組合に届出てください。</p>	<p>5（届出事項の変更等）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）この積金・預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の書面により当組合に届出てください。</p>

以上